

国務院の新型農村社会養老保険モデル事業の実施に関する指導意見

国発〔2009〕32号

<ご利用にあたって>

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和國事務所

各省・自治区・直轄市の人民政府、国務院の各部・委員会庁、各直属機関：

共産党第17期代表大会と第17期第3回中央委員会全体会議の精神に基づき、国務院は、2009年から新型農村社会養老保険（以下、新農保と称する）モデル事業を展開することを決定した。ここに、モデル事業について以下の指導意見を提出する。

一、基本原則

新農保事業は、中国の特色ある社会主義の偉大な旗じるしを高く掲げ、鄧小平理論と「三つの代表」重要思想に基づき、科学的発展観をより徹底して実行し、都市と農村の住民をカバーする社会保障システムの早急な創設というニーズに応え、農村住民の養老問題を逐次解決する。新農保モデルの基本原則は「基本の保証、広いカバー範囲、弾力性、持続可能」である。第一に、農村の実情から出発し、低水準からスタートし、資金調達と待遇の基準が、経済発展及び各方面の受容力に見合ったものでなければならない。第二に、個人（家庭）、集団、政府は、合理的に責任を分担し、権利と義務が対応しなければならない。第三に、政府の主導と農民自らの意志を結び付け、多くの農村住民が保険に加入するよう導く。第四に、中央が基本原則と主要政策を定め、地方が具体的な方法を制定し、保険加入住民に対して各所在地域での管理を行う。

二、任務の目標

個人納付、集団補助、政府助成を組み合わせた新農保制度を模索し、社会の統一計画と個人口座を組み合わせ、家庭養老、土地保障、社会救助等その他の社会保障政策措置と組み合わせ、農村住民の老後の基本的生活を保障する。2009年にモデルサイトのカバー範囲を全国10%の県（市、区、旗）とし、その後徐々にモデルサイトを拡大し、全国で普及させ、2020年までに農村の適齢の住民をすべてカバーすることを基本的に実現する。

三、保険加入範囲

満 16 歳（在校生を含まない）で、城鎮従業員基本養老保険に加入していない農村住民は、戸籍地において、自らの意志で新農保に加入することができる。

四、基金の調達

新農保基金は、個人納付、グループ補助、政府助成により構成される。

(1) 個人納付

新農保に加入する農村住民は、規定に基づき、養老保険費を納付しなければならない。納付基準は、現在、毎年 100 元、200 元、300 元、400 元、500 元の 5 つのランクを設定している。地方は、実際の状況に基づき、納付評価を増設できる。保険加入者は、ランクを自分の意思で選択して納付し、納入額が多ければ、受取り額も多くなる。国は、農村住民の一人あたり平均純収入の増加等の状況に基づき、納付ランクを適時調整する。

(2) 集団的補助

条件を備えた村集団は、保険加入者の納付に補助を与えなければならない。補助基準は、村民委員会が村民会議を開催して民主的に確定する。その他の経済組織、社会公益組織、個人が保険加入者の納付に補助資金を提供するよう奨励する。

(3) 政府助成

政府は、受領条件を満たす保険加入者に対し、新農保基礎養老金を全額支払う。その内、中央財政は、中西部地域に対して、中央が確定する基礎養老金基準に基づき、全額助成し、東部地域に対して、50%を助成する。

地方政府は、保険加入者の納付に対して助成しなげならず、助成基準は、一人当たり年 30 元を下回ってはならない。比較的高いランクの納付を選択した者に対しては、適切な奨励を行うことができ、具体的な基準と方法は、省（区、市）人民政府が確定する。農村の重度障害者等の納付が困難なグループに対しては、地方政府は、最低基準の養老保険料の一部あるいは全額を負担する。

五、個人口座の開設

国は、すべての新農保保険加入者のために、生涯にわたって記録する養老保険個人口座を開設する。個人納付及び集団的補助とその他の経済組織、社会公益組織、個人の保険加入者納付への資金補助、地方政府の保険加入者への納付助成は、全て個人口座に記載される。個人口座貯蓄額は、現在のところ、中国人民銀行が毎年公布する金融機関の人民元の一年定期預金利率を参考にして利子計算をする。

六、養老金の待遇

養老金の待遇は、基礎養老金と個人口座養老金から構成され、生涯にわたって支払われる。

中央が確定する基礎養老金基準は、一人あたり毎月 55 元である。地方政府は、実際の状況に基づき、基礎養老金基準を引き上げることができ、長期間納付した農村住民に

対しては、適切に加算して基礎養老金を支給することができる。引き上げ分と加算分の資金は、地方政府が支出する。

個人口座養老金の月算支給基準は、個人口座のすべての貯蓄額を139で割ったものである（現行の城鎮従業員基本養老保険個人口座養老金の計算支給係数と同じ）。保険加入者が死亡した場合、個人口座の資金残高は、政府助成を除き、法に基づき相続することができる。政府助成の残高は、引き続きその他の保険加入者の養老金の支払に用いられる。

七、養老金待遇の受領条件

満60歳で、城鎮従業員基本養老保険の待遇を受けていない農村戸籍の老人は、毎月養老金を受領できる。

新農保制度の実施時に、既に満60歳で、城鎮従業員基本養老保険の待遇を受けていないものは、納付する必要がなく、月々基礎養老金を受領できる。但し保険加入条件に合致する子女は、保険に加入して納付しなければならない。受領年齢まで15年未満のものは、毎月納付しなければならない。追納してもよいが、累計納付が15年を超えてはならない。受領年齢まで15年以上あるものは、月々納付しなければならない。累計納付が15年を下回ってはならない。

中青年農民に積極的に保険加入させ、長期納付させるようにしなければならない。納付期間が長ければ、多く受領することができる。具体的な方法は、省（区、市）人民政府が規定する。

八、待遇の調整

国は、経済発展と物価変動等の状況に基づき、全国の新農保基礎養老金の最低基準を適時調整する。

九、基金の管理

健全な新農保基金の財務会計制度を構築する。新農保基金は、社会保障基金財政専用口座に納入し、収支両面を管理し、単独で記帳、計算し、関連規定に従い、価値の維持と増大を実現する。モデル事業の段階では、新農保基金は、暫定的に県で管理を行い、モデル事業の拡大と普及に伴い、管理クラスを徐々に上げる。条件を備えた地方は、省で直接管理を行ってもよい。

十、基金の監督

各級の人力資源社会保障部門は、新農保基金の監督管理を適切に施行し、新農保の各業務の管理規則制度を制定、整備し、業務手続きを規範化し、健全な内部管理制度と基金の会計監査制度を打ち立て、基金の調達、上納、振替、支給について監督と定期検査を行わなければならない。そして、新農保基金の調達と支払の情報を定期的に公表し、

公開性と透明性の確保に努め、社会的監督を強化しなければならない。財政、監察、会計検査部門は、各自の職責に基づき、監督を実施し、基金の着服と流用を禁止し、基金の安全を確実に保証する。モデル対象地の新農保実施機関と村民委員会は、毎年、行政村の範囲で、村内の保険加入者の納付と待遇受領資格を公示し、住民の監督を受ける。

十一、管理サービスの責任

新農保モデル事業を展開する地区は、農村住民の保険加入費用納付状況と待遇受領状況をきちんと記録し、保険加入保存記録を創設し、長期にわたり適切に保存しなければならない。全国統一の新農保情報管理システムを構築し、社会保障情報管理システム（「金保プロジェクト」）に組み入れ、その他の国民情報管理システムとの情報資源の共有化を実現する。社会保障カードを強力に推進し、保険加入者がカードで費用納付、待遇の受領、本人の保険加入情報の検索を簡単にできるようにしなければならない。モデル対象地域は、合理化・効率化の原則に従い、既存の農村社会サービス資源を統合し、新農保の管理能力を強化し、近代的な管理方式と政府のサービス購買方式を運用し、行政コストを引き下げ、業務効率を高めなければならない。新農保の業務経費は、同級の財政予算に組み入れ、新農保基金から支出してはならない。

十二、関連制度との関連

これまで、個人納付を中心とし、完全個人口座の農村社会養老保険（以下、老農保と称する）を既に展開していた地区は、老農保基金債権の問題を適切に処理した上で、新農保制度との連動をしっかりと行なわなければならない。新農保モデル対象地域において、既に老農保に加入し、また満60歳で老農保の養老金を受領している保険加入者は、新農保基礎養老金を直接受領することができる。既に老農保に加入し、60歳未満でまだ養老金を受領していない保険加入者は、老農保の個人口座資金を新農保の個人口座に合算し、新農保の納付基準に従い、引き続き費用を納付しなければならず、規定条件に符合した時に、相応の待遇を受領することができる。

新農保と城鎮従業員基本養老保険等その他の養老保険制度との連動方法は、人力資源社会保障部が財政部と共に制定する。新農保制度と土地収用農民の社会保障、ダム移転者の事後扶助政策、農村計画生育家庭奨励扶助政策、農村五保供養、社会特別優遇、農村最低生活保障制度等の政策制度との包括的連動業務を適切に行なわなければならない。具体的な方法は、人力資源社会保障部、財政部が、関連部門と共に研究制定する。

十三、組織指導の強化

国務院は、新農保モデル事業指導グループを設立し、関連政策を研究制定し、政策実施状況の検査を促進し、モデル事業を総括評価し、モデル事業における問題点を調整解決する。

地方の各級人民政府は、新農保モデル事業展開の重大な意義について十分に認識し、それを現地の経済社会発展計画と年度目標管理審査システムに組み入れ、組織指導を適切に強化しなければならない。各級の人力資源社会保障部門は、新農保事業の行政主管部門としての職責を適切に履行し、関連部門と共に、新農保の統一計画、政策制定、統一管理、総合調整等の業務を行わなければならない。モデル対象地域においても、モデル事業指導グループを設立し、当該地区のモデル事業に責任を負わなければならない。

十四、具体的方法とモデル事業実施計画の制定

省（区、市）の人民政府は、本指導意見に基づき、当該地区の実情と結び付け、モデル事業の具体的な方法を制定し、国務院の新農保モデル事業指導グループに報告して記録に留める。十分に調査研究し、多方面から検証し、綿密に推計した上で、適切で実行可能なモデル事業実施計画を提出し、要求に従いモデルサイトを選定し、国務院の新農保モデル事業指導グループに査定申請しなければならない。モデル県（市、区、旗）の実施計画は、各省（区、市）人民政府の承認を得た上で実施し、国務院の新農保モデル事業指導グループに報告して記録に留める。

十五、世論主導と広報活動の展開

新農保制度の構築は、科学的発展観の徹底的な実施、都市と農村住民をカバーする社会保障システムの早急な建設のための重大な政策決定であり、国際金融危機に対応し、内需拡大するための重大な措置であり、都市と農村の格差を逐次縮小させ、都市と農村の二極構造を改善させ、基本的公共サービスの均等化を推進するための重要な基礎的事業であり、また、多くの農村住民の養老問題を解決し、円満な家庭の実現を促進し、農民の収入を増加させ、国民に利益を与える重大な政策である。

各地区と関連部門は、正しく世論主導を行い、分かりやすい方法で広報し、モデル事業の重要性、基本原則と各政策についての広報を強化し、国民に利益をもたらすこの政策を、人心に深く浸透させ、適齢農民が積極的に保険に加入するよう導かなければならない。

モデル事業の実施における新たな状況、新たな問題点を注意深く研究し、新たな問題の解決方法と経験を積極的に模索・総括し、改革、発展と安定の関係を適切に処理し、よい事業をきちんと実施しなければならない。重要な事象が発生する場合、すみやかに国務院の新農保モデル事業指導グループに報告しなければならない。

国務院
2009年9月1日

原文リンク：

http://www.gov.cn/zwgc/2009-09/04/content_1409216.htm